前橋市

令和６年度事業（令和７年３月終了）

まえばし出産・子育て応援給付金事業のご案内

国の施策に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ**伴走型相談支援**と**経済的支援**を一体として実施します

伴走型相談支援

○面談実施のタイミング
①妊娠届出時
②妊娠７～８か月頃
（アンケートに回答、希望者に面談）
③出生届出後

○面談の対象者
妊婦・産婦など

経済的支援

※伴走型相談支援の面談実施後に給付

○出産応援給付金
妊婦１人当たり５万円

○子育て応援給付金
新生児１人当たり５万円

○給付方法：現金または「めぶくPay」
「めぶくPay」を選択した場合、5%分上乗せして付与

給付方法	
現　金	申請者の口座へ振り込みます。振り込みに１～２か月程度要します。
めぶくpay	申請者のめぶくpayに付与します。付与に１～２週間程度要します。 申請にはマイナンバーカード等が必要です。有効期間は**１年間**です。

※妊娠時の給付について、令和６年度までの制度「出産応援給付金」で受け取りたい方は、
必ず令和７年３月３１日までに申請を行ってください。それ以降は新制度の対象となります（詳細は裏面参照）。

支援の流れ

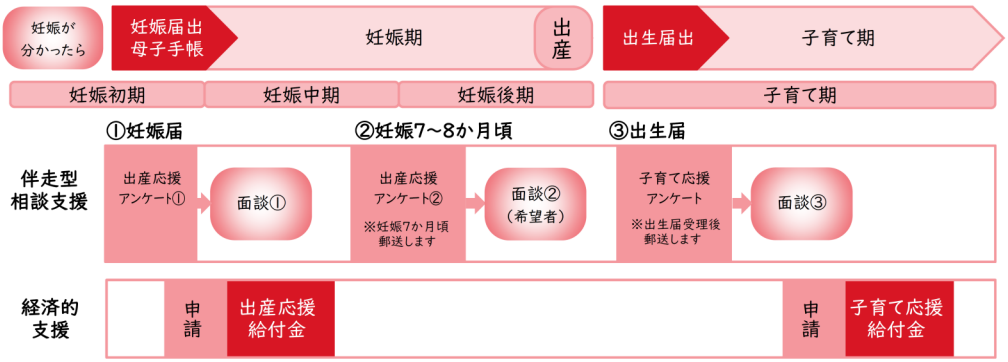

詳しくは市ホームページへ

〈お問合せ先〉

・前橋市こども未来部こども支援課
☎027-212-8337（相談・アンケートに関すること）
☎027-220-5704（給付金に関すること）

・めぶくグラウンド事務局コールセンター
☎050-8890-9406（めぶくID、めぶくアプリ、めぶくPayに関すること）

前橋市

令和７年
４月

制度移行のお知らせ

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設され、令和７年４月以降は当該新制度が開始する予定です。これに伴い、「まえばし出産・子育て応援給付金事業」は令和７年３月で終了します。

「妊婦のための支援給付」については、詳細が決定次第、本市のホームページ等でお知らせいたします。

←詳細が決定次第、ホームページの内容が更新されます

制度の移行期における対応

○令和７年３月31日以前に出産された方は、
「まえばし出産・子育て応援給付金（出産・子育て応援ギフト）」事業により支給します。
○令和７年４月１日以降に出産された方は、
「妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）」事業により支給します。
制度の移行に関する詳細については、以下を参考にしてください（こども家庭庁資料より抜粋）。

○令和７年４月1日前に出産した場合

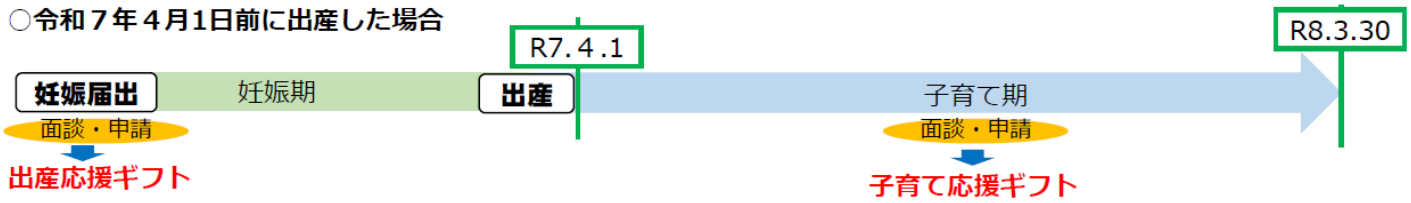

・令和７年４月１日前（＝令和７年３月３１日以前）に出産した方は「妊婦のための支援給付」の対象とならないことから、「子育て応援ギフト」により支給します。

○令和７年４月1日以降に出産した場合

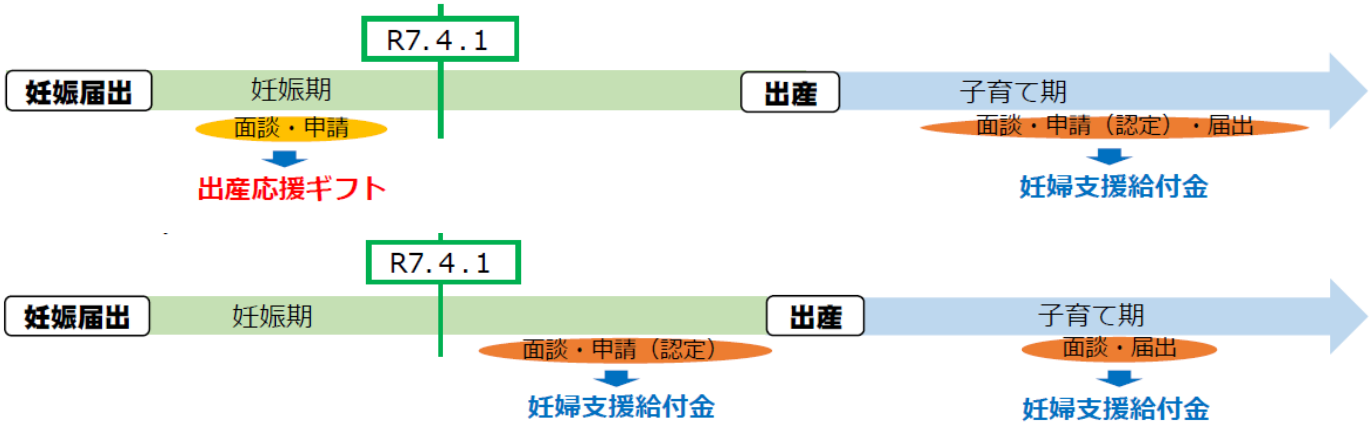

・令和７年４月１日前に妊娠届出をして出産応援ギフトを支給した妊婦が４月１日以降に出産した場合、妊婦給付認定の申請及び胎児の数の届出後、妊婦支援給付金を支給。
・令和７年４月１日前に妊娠届出をしたが、申請が４月１日以降の場合は、妊婦支援給付金の認定の申請後、妊婦支援給付金を支給。

※上記のとおり、妊娠時の給付については、申請時期によって適用される制度が異なります。
令和６年度までの制度「出産応援給付金（出産応援ギフト）」で受け取りたい方は、
必ず令和７年３月３１日までに申請を行ってください。それ以降は新制度の対象となります。